

広陵町自治基本条例（仮称） 大項目「参加・参画と協働」条文案

大項目：参加・参画と協働

■参加、参画の権利

○全体意見

- ・この部分では、町民の権利を明記する。
- ・子どもの権利については、特段、記入しなくてもよいのではないか。
- ・子どもに関しては、逐条解説などで細かく表現することもできるのではないか。
- ・町行政の役割については、別の条文で定める方向で検討してほしい。

審 議 会 意 見	<p>○自ら発言と行動に責任を持たなければならないのは当然だが、子どもは発言に責任まで持てるだろうか。発言については自由な雰囲気である。行動については子どもも責任を持てるのではないか。</p> <p>○子どものまちづくりへの関心を高めることで愛町心を育むことができる。子どものまちづくりへの参加は、責任を持つまでは難しいが、知ってもらうことで子どもにも伝えられることがある。一緒に考えてもらうということで、子どもについては参画まではいらぬのではないか。</p> <p>○町の役割については、次の制度のところ記述すればよい。</p> <p>○権利の条文では、町民は～できる、ということ定義すればよい。</p> <p>○丹波市の2項目はだいたい網羅していると感じるが、生駒市は20歳未満と書いて規定している。町民に子どももいるので、子どもも含んでいると考えればよいのではないか。</p> <p>○子どもの参加はむしろ入れる、という意見も庁内ワーキングではあった。</p> <p>○高齢者や障がいのある人、女性等、書いてあることで自分も町民に含まれていると意識できるのでよい。</p> <p>○誰でも行ける、女性なども参加できるというような条文があるとよい。</p>
-----------------------	--

※「参加、参画の権利」は、総則ブロックの「町民の権利（子どもの権利）」に記載する。ここでは、「参加、参画と協働のまちづくり」における町の役割について特記する。

（参加、参画と協働のまちづくり）

第〇〇条 町は、町民の自主性を尊重しながら、参加、参画と協働のまちづくりを推進しなければならない。

2 町民及び町は、相互に協働しようとするときは、対等な関係を維持し、目的や役割分担を明らかにした上で過程を大切にしながら相互理解及び信頼関係の構築に努めなければならない。

■参加、参画と協働の制度

○全体意見

- ・参加・参画や協働の制度については、手法を列举して明示するのがよい。
- ・適切な方法による参画、自由に議論できる場の確保、身近な生活に直結するテーマでは広く参加を募って議論できることを制度で保障する。
- ・参画や公募にあたっては、同じ人ばかりに偏らないように、多くの人まちづくりを学べる機会をつくる視点も必要である。
- ・参画の対象は、大きな影響を及ぼす計画等に限定してよい。行政がパブコメしなければならないのは重要な案件にしぼってよい。

審議会意見	<p>○町民は町に参画・協働していく場合、対等な関係である。町民と町が対等に話し合っ決めていくという場をつくるのが大事だ。かぐや姫まつりなどは、町と商工会が企画して町民は招待されるだけ。はじめの企画段階から町民が参加していくのが対等ということ。町民公募もないので、企画から運営まで町民が参加できる仕組みをつくっていただければ。</p> <p>○町民からの提案制度については活用されるか疑問がある。PTAの役員をして初めて町のことに興味をもった。西校区などは他所からの転入者が多く、町の興味関心がない人が多い印象がある。せっかく提案制度があってもなかなか提案が出ないのではないかな。</p> <p>○町民発信でなにかできるような書き振りにしたい</p> <p>○参加の環境にはパブリックコメント、アンケート、公聴会などがあると思うが実際は難しい。少しずつ参画・協働に持っていければいいと思う。自由な議論ができるよう参画の方法を明示する。</p> <p>○SNSやホームページでのパブリックコメントでは姿が見えないやり方になってしまう。顔が見えることでつながりも生まれるため、そういう機会を増やすことが大事ではないか。人と人、町と町民が気さくに話し合える場づくりというのが重要だ。</p> <p>○公表・公開されている、誰にもわかるように、という文言があったほうがいい。</p> <p>○吉野町の条文の、町民及び町は～機会をつくる、がよい。</p> <p>○公募などでも地域で薄いところを補うような、三郷市のような視点が大事ではないか。</p>
-------	--

(参加、参画と協働の制度)

第〇〇条 町は、町政に関する重要な計画並びに条例等の制定改廃、政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、継続的かつ多様な手段で、町民の参加や参画を図るものとする。

2 町は、計画等の制定や見直しに当たっては、適切な時期に分かりやすく情報を公開し、町民の意見を募るものとする。

- 3 町は、前各項において高齢者や障がいのある人等あらゆる町民に参画の機会を保障するよう努めなければならない。
- 4 町は、審議会等の委員を選任する場合は、地域、性別、年齢、国籍等の均衡に配慮するとともに、町民から委員を公募するよう努めなければならない。
- 5 町は、公共的な課題の解決や公共的サービスの提供等において、多様な主体がその担い手となれるよう適切な措置を講じるとともに、町民同士及び町と町民が協働して取り組む機会の拡充に努めなければならない。
- 6 町民及び町は、まちづくりに関する自由な意見交換が行える場や機会を設定し、町民と町又は町民同士が学びあい、交流や連携を促進する機会をつくるよう努める。

■参画と協働のまちづくり

○全体意見

- ・町民の権利を確認すること、協働に重きをおくこと、「発言」と「行動」は、条文のはじめの方で処理をしたほうがよい。
- ・協働には2種類あり、町と町民の協働、町民どうしの協働もある。
- ・意識づけを明確にする意味で、吉野町や生駒市の条文が参考になるが、書き方により印象が違ふ。読み手が理解しやすいよう柔らかい表現をするよう法制班で検討してほしい。
- ・吉野町をベースに、広陵町らしい条文をまとめてほしい。

審議会意見	<ul style="list-style-type: none">○生駒市の自らの発言と行動に責任を持って、とあるが、発言に責任をとれるのかという疑問がある。○名張市は、みんなが協働してまちづくりに努めるとなっている義務感を持たせているが、吉野町はちょうどよい書き振りでないか○吉野町が町民に努めるとして、町はこうすると書き分けている。町民にとっては吉野町の条文がよい。○丹波市の公共の福祉、将来世代、地域の発展及び環境の保全に配慮しなければなりません、はよいと感じる。○積極的にまちづくりに参加するよう努めるとするのは、いつも熱心な人だけが出てきてしまい難しい。○町民の権利に対して、義務、努力規定があるので、責任を持つということは書いた方がよい。○丹波市の理解し、尊重し合いながら共に生きていくという表現はよいと思う。○吉野町の条文がまとまっている感覚がある。○校区単位の施設は、広陵町にはない 旧村は豪雨災害では逃げる場所もない、そのためには拠点施設は防災の視点でも必要ではないか。○拠点を持つことができる、という書く必要があるのではないか。○地域自治組織にとって拠点整備は必要と感じる。町の責務でもあるのではないか。
-------	---

(参画と協働のまちづくり)

P1の(参加、参画と協働のまちづくり)と同様であるため、そちらで記載。

■計画、審議機関への参加

○全体意見

- ・これまでの部分で、ここに関する意見も出ていたので意見整理をした上で検討したい。
- ・次回以降も継続して議論するようにしたい。

審議会意見	<ul style="list-style-type: none">○団体等の長でなくとも、町の委員会などに参画できる方法がとられていることが大切。○いくつも役職が重なりいつも同じ人がやっている。○町民が公募などに対して手を挙げていく意識改革も必要。○委員等の三選禁止、複数審議会委員禁止などは規定している自治体もある。○男女共同参画に1年携わったが、その後、充て職の委員などは1年交代でどんどん変わりその後のことが情報共有されていない。一度関わったら、ずっと責任をもてるようなフォローの機会づくりも大切ではないか。○町の委員会では、いつも同じような顔ぶれの委員ばかりである。かぐや姫まつりなども同じ人たちがやっているのでいつも同じ感じになってしまう。新しい視点をもった人が参加できるように。
-------	---

(計画、審議会への参加)

継続審議のため、作成せず。